

景観形成基準

景観形成基準とは、届出対象行為に対して定めた、形態又は色彩その他の意匠の制限や高さの最高限度・最低限度などの行為の制限の基準のことです。

届出対象行為に該当する行為は、この景観形成基準に適合するものであることが必要です。

行 為	事 項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
1 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	位置	(1)優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	(3)周辺及び敷地内の建築物などの調和に配慮した配置とすること。	(1)大湯環状列石に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。 (2)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (3)道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (4)従来の地形の改変は最小限に留めること。	(1)大湯環状列石視点場からの眺望については、特に西方面の眺望を確保するため、視点場からの眺望景観を妨げないようにすること。 (2)左記の規定以外にも、眺望に配慮するよう努めること。 (3)届出対象行為の対象規模以下の各行為においても、周辺の景観から突出した印象を与えない位置および規模とするよう努めること。
		(2)山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。			
		(4)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。 (5)道路境界線及び隣地境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。 (6)行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。			
		(7)優良な農地や山林はできる限り保全し、連続性や景観を妨げない位置とすること。	—		
規模・高さ	周辺の景観と調和した建築物の高さ及び規模とするよう努めること。		大湯環状列石周辺の景観と調和し、周辺の樹木を超えない建築物の高さ及び規模とすること。		
色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物や歴史的資源等周辺景観との調和に配慮すること。 (2)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。 (3)建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする。				
素材・材料	山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。		大湯環状列石周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること。		
遮へい又は敷地の緑化	(1)建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、周辺の緑化に配慮すること。 (2)敷地内の既存の樹木等は、残すように配慮すること。 (3)駐車場を道路沿いに設置する場合は、植栽等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。		(1)建築物が大湯環状列石周辺の景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を考慮した緑化を行うこと。 (2)敷地の周囲、また道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (3)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる種類とすること。 (4)既存の樹木等は、残すように配慮すること。 (5)駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること。		

行 為	事項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
2 工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更(共通事項)	位置	(1)優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	(3)周辺及び敷地内の建築物・工作物などの調和に配慮した配置とすること。	(1)大湯環状列石に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること。	
		(2)山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること。		(2)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。	
		(4)主要な視点場からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること。		(3)道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。	
		(5)道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること。		(4)従来の地形の改変は最小限に留めること。	
		(6)行為地が水辺に近接する場合は、水際線を遮るような位置を避け、できる限り水際線から後退すること。			
		(7)優良な農地や山林はできる限り保全し、連続性や景観を妨げない位置とすること。	—		
	規模・高さ	周辺の景観と調和した工作物の高さ及び規模とするよう努めること。		大湯環状列石周辺の景観と調和し、周辺の樹木を超えない工作物の高さ及び規模とすること。	
	色彩	(1)けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物や歴史的資源等周辺景観との調和に配慮すること。 (2)色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。			
	素材・材料	山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。		大湯環状列石周辺景観との調和に配慮した素材・材料を用いること。	
	遮へい又は敷地の緑化	(1)敷地内や敷地の周囲また、道路から後退してできる空間は、植栽等による修景に努めるなど、周囲からの見え方に配慮すること。 (2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。		(1)敷地内また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること。 (2)樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること。	
工作物個別事項 ・垣(生垣を除く。)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの	色彩	垣、さく及び塀は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること。			
	素材・材料	(1)垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。 (2)擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いるよう努めること。		(1)垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする。 (2)擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。	
	緑化	(1)垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化するよう努めること。 (2)擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図るよう努めること。		(1)垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること。 (2)擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること。	

行 為	事 項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
<ul style="list-style-type: none"> ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。) ・柱類(屋外広告物を除く。) 	位置	目立つ位置への建設はできるだけ控えること。		原則設置しない。	
	敷地の緑化	(1) 行為地の周辺は植栽等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。			
<ul style="list-style-type: none"> ・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの ・コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの 	位置	目立つ位置への建設はできるだけ控えること。		原則設置しない。	
	遮へい又は敷地の緑化	(1) 行為地の周辺は植栽等による修景を行うなど、周囲からの見え方に配慮すること。 (2) 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。			
<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機 	位置・色彩・光源	－ (規制しない)	－ (規制しない)	(1) 当該地域への設置は極力避けること。やむを得ず設置する場合は、野立ての自動販売機の設置は避けること。 (2) 色彩は、周辺の建築物等と調和させること。 (3) 光源は最低限のものに抑えること。	
<ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の太陽光発電施設 	位置・規模	(1) 天然記念物、寺社仏閣等の良好な景観資源及び周辺の景観に影響を与える位置、山腹や斜面などの傾斜地への設置は避けること。 (2) 展望地や主要な道路からの眺望や周辺景観への影響等を極力低減するため、地形や周辺景観に配慮した位置・規模にするとともに、敷地境界からできるだけ後退させること。		原則設置しない。	
	形態	(1) 太陽光電池モジュールは、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用すること。 (2) 設備の最上部はできるだけ低くし、周囲の景観から突出しないようにすること。			
	色彩	(1) 太陽電池モジュール及びフレームの色彩は黒色又は濃紺色もしくは低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。 (2) 分電盤等の付属設備は、周囲の景観と調和する色彩とすること。			
	その他	(1) 周辺景観に影響する場合は、植栽等により修景を施すこと。 (2) 施設内配線及び発電所から電力系統へつなぐ電源線の地中化に努めること。 (3) 樹木の伐採、造成等の範囲は必要最小限とすること。			

行 為	事 項	一般地域		大湯環状列石重点地域	眺望ゾーン
		自然景観地区	街なか景観地区		
3 開発行為 土地の開墾その他の土地の形質の変更	変更後の形状	(1) 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること。 (2) 行為地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらをできる限り生かした計画とすること。			
	敷地の緑化又は擁壁の外観	(1) 行為地内はできる限り緑化を図り、周辺の景観との調和を図るよう努めること。 (2) 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面の修景緑化に努めること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。	(1) 行為地内はできる限り緑化を図り、大湯環状列石周辺景観との調和を図ること。 (2) 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる種類とすること。		
4 土石の採取、鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	(1) 採取又は掘採に当たっては、周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること。 (2) 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること。			
	遮へい	(1) 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。	(1) 行為中において、大湯環状列石周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲を遮蔽すること。 (2) 敷地の出入り口は、少なくすること。		
	事後措置	(1) 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう緑化措置を講ずること。 (2) やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること。 (3) 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とするよう努めること。			
	その他	行為地内に歴史的な資源や残すべき自然などがある場合は、これらをできる限り生かした計画とすること。			
5 屋外における物件の堆積	位置及び方法	(1) 主要な視点場や道路等から見えにくい位置に堆積するか、あるいは可能な限り後退するよう努めること。 (2) 集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること。			
	遮へい	(1) 周辺の道路等から堆積物が容易に見えないよう、周辺の道路からの遮へいに配慮すること。 (2) 遮へい物は周囲の街並みや自然景観との調和に努めること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。	(1) 大湯環状列石周辺景観への影響を緩和するよう、敷地の周囲を遮へいすること。 (2) 遮へい物の外側を緑化するなど周囲の自然景観との調和を図ること。 (3) 敷地の出入り口は、少なくすること。		
6 木竹の伐採	伐採の方法	－（景観計画では規制しない）		伐採は必要最小限とし、周辺景観との調和を乱すことのないよう配慮すること。	

【別表】色彩に関する基準

届出対象行為の建築物や工作物の色彩については、秋田県が定める「届出行為景観保全基準色彩ガイドライン」等を参考に、景観形成や保全を図ることとします。

【鹿角市で定める景観形成基準のうち、建築物・工作物の「色彩」】

- (1) けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建築物や歴史的資源等周辺景観との調和に配慮すること。
- (2) 色彩を組み合わせる場合は、建築物（工作物）に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること。

色彩の判断基準は人によって様々であることから、秋田県では色彩の基準の適用にあたって、周辺景観との調和を図るために配慮すべき事項を、以下のように設定しています。

本市においても、同様に設定することとします。

項目	配慮事項
けばけばしい色彩	彩度※1は6（樹木の緑）以下とする。
落ち着いた色彩	明度※2は周辺景観に与える影響を配慮する。
色彩の組み合わせ	それぞれの色彩の色調（トーン）をそろえる。
アクセント色	彩度6を超える場合は屋根及び壁面の面積の10%以内とする。

※1 彩度：あざやかさ。鮮やかな、又はにぶいといった色味の強さを表しています。無彩色を0と考え、色味が強くなるにつれてその数値が大きくなります。

※2 明度：明るさ。明るい、暗いといった色の明るさの程度を表しています。理想的な白を10、理想的な黒を1と考えて、明度はその間の数値を取ります。

【参考：色見本票の見方】例：10R

